

区民葬儀の利用にあたって

区民葬儀の対象 ●祭壇 ●霊柩車 ●火葬料金 ●遺骨収納容器

◆対象4項目は、区民葬儀取扱店で同一料金です。通常より費用が抑えられており、必要なものだけを組み合わせ利用できます。

【対象外のもの】

ドライアイス、遺影写真、会葬礼状、返礼品、飲食費、生花、花輪、御供え物、テント、ハイヤー、マイクロバス、斎場使用料など

◆対象4項目以外の料金は、区民葬儀取扱店により異なります。各取扱店に、お問い合わせください。

◆葬儀様式につきましては、仏式・神式をはじめ、キリスト教、無宗教につきましても 対応可能ですので、ご相談ください。

ご利用の際は、指定の区民葬儀取扱店に依頼してください。

◆区民葬儀取扱店(世田谷区内 17 店舗)

	店名	住所	TEL
1	伊藤商事(株) 葬儀部	松原3-30-12	3322-8155
2	(有)メーユ上原葬儀社	梅丘3-10-12	3429-3643
3	金子総本店	北沢3-31-2	3469-2894
4	(株)佐久間本店	成城6-6-3	3482-1467
5	(株)佐久間本店 千歳船橋営業所	桜丘2-27-11	3429-7521
6	(有)佐藤葬祭	北沢5-34-14	3468-0949
7	(有)嶋田葬祭	池尻3-4-2	3411-0347
8	(株)経堂 清水葬祭	経堂1-5-9	3420-6971
9	城西葬祭(株)	野沢2-13-2	3421-0610
10	(株)杉田フューネス	上北沢4-33-3	3302-6767
11	(有)曾根葬祭	下馬4-2-12	3414-1042
12	(有)野崎商店	豪徳寺1-8-7	3429-7214
13	(有)平野屋葬祭	大原1-17-12	3468-2028
14	(株)ムラカミ	宮坂3-28-2	3429-4874
15	太子堂 山田葬儀社	太子堂5-2-11-104	3414-4269
16	(株)沼崎商会	尾山台3-9-6	3702-0156
17	東京典禮(株)	北烏山1-10-26-401	3304-4241

区民葬儀を利用する場合の手順：お亡くなりになったら

- 1 区民葬儀取扱店に葬儀の相談・区民葬儀利用の依頼をする。
死亡届を提出する前に、葬祭業者と火葬場を決めてください。
- 2 区に死亡届を提出し、火葬許可証・区民葬儀券を受け取る。※
死亡届の提出の際に、区民葬儀利用の旨をお申し出ください。
- 3 区民葬儀取扱店に 葬儀内容の確認を行う。
- 4 使用する券の申込人住所欄と氏名欄に記入して、区民葬儀取扱店に提出する。
- 5 葬儀を行う(通夜・告別式・出棺・火葬)。
- 6 区民葬儀取扱店に、葬儀の費用を支払う。

※各総合支所くみん窓口戸籍担当に 死亡届を提出し、区民葬儀券を受け取ってください。受付時間は平日、土曜日(第3土曜日を除く)午前9時から午後5時までです。第3土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)と平日夜間は、時間外受付窓口(区役所第2庁舎地下1階)で受け付けします。また、区民葬儀で設定された費用で葬儀を行うには、区民葬儀券の提出が必要です。葬儀を行った後に、区民葬儀券を発行することはできません。

【その他の注意事項】

◇病院で亡くなられたときは葬祭業者に連絡し、ご遺体を搬送する車を手配してもらってください。

◇葬儀を行わない場合も、火葬場の予約は葬祭業者を通して行います。

◇斎場で葬儀を行う場合は、式場利用料等の追加の費用がかかります。詳細は、区民葬儀取扱店にご確認ください。

》》》》》》》》》》 区民葬儀とは 《《《《《《《《《《《

終戦後、都民の低所得者層に対し、低廉な価格により葬儀が行われるよう「都民葬儀」として運営が始まりました。その後、東京都の要請により、特別区が「特別区区民葬儀運営協議会」を設置、区民葬儀取扱店に指定された全東京葬祭業連合会に加盟する葬祭業者が「区民葬儀」を行っています。

区民葬儀の対象となる項目は、本来の目的から「祭壇」「霊柩車」「火葬料金」「遺骨収容器」のみで、比較的低廉な統一料金で設定されており、自宅などで簡素な葬儀を希望する方や費用を抑えて葬儀を行いたい方に向いています。ただし、多数の会葬者が見込まれ、追加物品などが多くなる場合には、区民葬儀を利用しても、葬儀全体の費用が高くなることもあります。

葬儀を主宰する方は、亡くなられた方をどのように送りたいのか区民葬儀取扱店の担当者に希望を伝え、葬儀内容を決めることが大切です。

ご理解いただき、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

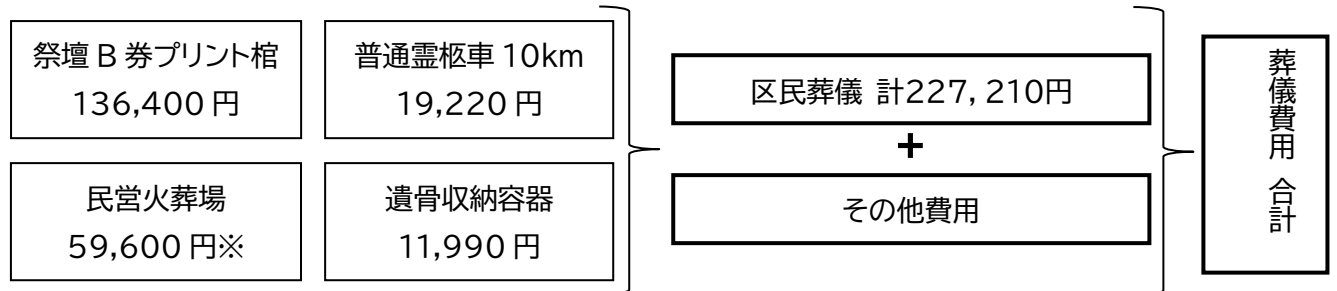
区民葬儀券は死亡届の手続きを行う際にお受け取りください。

- ◆区役所生活福祉課、あるいは各総合支所くみん窓口戸籍担当で交付します。
- ◆区民葬儀券は、「火葬券」「霊柩車券」「祭壇券」の3種類がセットになっています。ご希望の種類や内容を選んで利用できます。

区民葬儀 火葬券	区民葬儀 霊柩車券	区民葬儀 祭壇券
申込人住所 氏名 葬儀日時 年 月 日 時出棺 御利用になる項の□にチェックを してください。 <input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 小人 (満6歳以下) 遺骨収納容器 <input type="checkbox"/> 大人 <input type="checkbox"/> 2号一式 <input type="checkbox"/> 3号一式 <input type="checkbox"/> 小人 6号一式 取扱店名 発行区名 世田谷区	申込人住所 氏名 葬儀日時 年 月 日 時出棺 御利用になる項の□にチェックを してください。 <input type="checkbox"/> 宮型指定車 <input type="checkbox"/> 普通霊柩車 取扱店名 発行区名 世田谷区	申込人住所 氏名 葬儀日時 年 月 日 時出棺 御利用になる項の□にチェックを してください。 <input type="checkbox"/> A1 (金らん5段飾) <input type="checkbox"/> A2 (金らん4段飾) <input type="checkbox"/> B (白布3段飾) <input type="checkbox"/> C (白布2段飾) <input type="checkbox"/> 寝棺のみ <input type="checkbox"/> 桐張六分棺 <input type="checkbox"/> プリント棺 取扱店名 発行区名 世田谷区

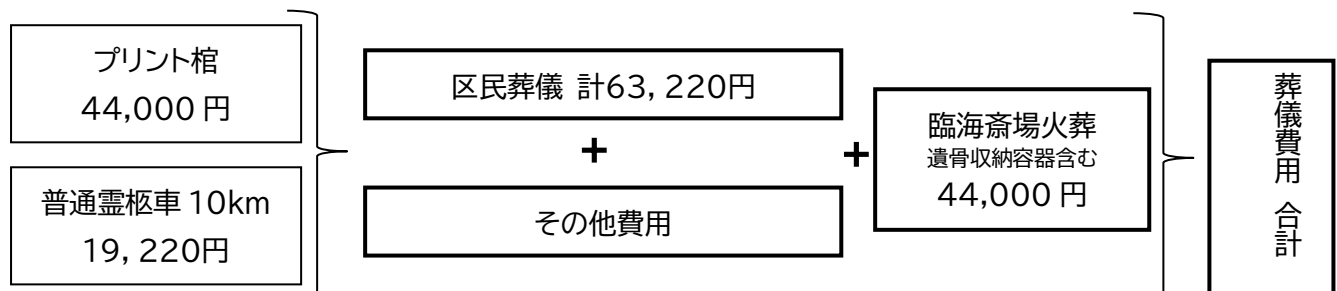
葬儀費用は、区民葬儀対象項目費用＋その他費用です。

●組合せ例：自宅で葬儀・民営火葬場利用(祭壇券＋霊柩車券＋火葬券)



※この料金は戸田葬祭場、多磨葬祭場、谷塚斎場(その他の火葬場を使用した場合は P5～を参照)

●組合せ例：自宅で葬儀・臨海斎場利用(祭壇券＋霊柩車券)



※その他費用としてドライアイス、遺影写真、会葬礼状、生花、飲食費、御供え物などがあります。

区民葬儀 利用料金

区民葬儀券は、祭壇券、霊柩車券、火葬券(遺骨収納容器含む)に分かれています。祭壇やお棺等を各種ご用意しました。ご利用になる方の希望により、組み合わせてご利用できます。

1 祭壇券【祭壇料金(御寝棺含む)】

R3.4.1 改定

区 分		料 金	長尺棺 料金	
A1券	金襴5段飾り 桐張棺	312,180円	325,380円	すべて 桐張棺
A2券	金襴4段飾り 桐張棺	259,600円	272,800円	
B券	白布3段飾り プリント棺	136,400円	171,600円	
C券	白布2段飾り プリント棺	100,100円	135,300円	
祭壇を利用せず寝棺のみ (H17.5.1 改定)		桐張棺	66,000円	79,200円
		プリント棺	44,000円	長尺棺のプリント棺は ありません。

◆満 6 歳以下(小人)のA1～Cの料金は、1,100 円引きになります。

◆祭壇を利用しない寝棺のみの場合は、別途人件費が必要です。

2 霊柩車券【霊柩車運送料金】

R7.4.1 改定

区 分	料 金		
	10km まで	20km まで	30km まで
宮型霊柩車	37,400円	44,000円	50,600円
普通霊柩車	19,220円	23,840円	28,460円

3 火葬券(民営火葬場の利用に限る)

【火葬料金】(非課税)

R4.4.1 改定

区 分	料 金
大 人	59,600円※
小人(満6歳以下)	34,500円※

【遺骨収納容器代】

R3.4.1 改定

区 分		料 金
大 人	2号一式	11,990円
	3号一式	10,780円
小 人	6号一式	2,530円

※この料金は戸田葬祭場、多磨葬祭場、谷塚斎場(その他の火葬場を使用した場合は P5～を参照)

●料金は税込みです。

●葬儀を行うにあたっては、上記の葬儀料金に含まれない諸費用が別途必要になります。

区民葬儀(火葬料金) 助成制度

区民葬儀を利用した方のうち、令和 8 年(2026年)4 月 1 日以降に特別区が指定する民間火葬場(町屋、落合、代々幡、四ツ木、桐ヶ谷、堀ノ内の各斎場)を利用した方に対して、助成金を支給します。
該当する方は、こちらのご案内をご確認いただき、申請をお願いいたします。

支給要件 (以下のすべてを満たす必要があります)

- (1) 区民葬儀メニューの中から、祭壇(棺のみの利用も含む)または霊柩車のうち1つ以上を利用したこと
- (2) 対象となる民間火葬場を利用し、最も低廉な火葬料金を支払ったこと
(大人 87,000 円、小人 50,000 円)
- (3) 亡くなられた方の住民登録が、死亡日に 23 区内にあったこと(※)
※ 亡くなられた方の住民登録があった区が申請先となります。
※ 亡くなられた方の住民登録が 23 区外でも、火葬費用を負担した方が 23 区内に住民登録があれば支給の対象となります。火葬を執り行った日において、火葬費用を負担した方の住民登録がある区が申請先になります。

申請できる方 (申請者)

支給要件を満たした方で、火葬費用を負担した方(火葬場が発行した領収書の宛名の方)

※ 上記以外の方を申請者とする場合は委任状が必要です。

※ 領収書の宛名以外の方の口座へ振込を希望する場合(代理受領)も委任状が必要です。

申請先

亡くなられた方の住民登録があった区が申請先になります。亡くなられた方の住民登録が、死亡日に世田谷区にあった場合は、世田谷区へご請求ください。

※ 亡くなられた方の住民登録が 23 区外でも、火葬費用を負担した方が 23 区内に住民登録があれば支給の対象となります。火葬を執り行った日において、火葬費用を負担した方の住民登録が世田谷区にある場合は、世田谷区へご請求ください。

対象となる火葬場

町屋斎場、落合斎場、代々幡斎場、四ツ木斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場

※戸田葬祭場、多磨葬祭場、谷塚斎場は、これまでどおり区民葬儀の対象です。

助成額

亡くなられた方が大人の場合は 27,000 円、小人(満6歳以下)の場合は 15,000 円

申請期限

火葬を執り行った日の翌日から2年間

必要書類

・申請書等様式は、区に死亡届を提出した際に窓口で受け取っていただくか、区ホームページからダウンロードすることができます。



区ホームページは左の二次元コードよりご確認いただけます。

・領収書の宛名の方が申請する場合は①～⑤の必要書類をご準備ください。

・亡くなられた方の住民登録地が23区外で、申請者の住民登録地で申請する場合は⑨も必要です。

・代理申請の場合は①～⑦、代理受領の場合は①～④、⑥～⑧が必要です。

書 類	要・不要
① 世田谷区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書 世田谷区の申請書は、他区へ申請する場合そのままお使いいただけます。	全員必要
② 葬儀社が発行した領収書(利用した区民葬儀の種別がわかるもの。コピー可) 領収書に、利用した区民葬儀の種別が記載されていない場合は、区民葬儀の利用内容が確認できる書類(請求書や立替明細書など)も併せて必要です。 区民葬儀メニューのうち霊柩車券のみを利用した場合で、葬儀社が発行した領収書等に霊柩車券の利用記載がない場合は、霊柩車券を利用したことがわかる霊柩車会社発行の領収書も併せて必要です。	
③ 対象となる火葬場が発行した明細書及び領収書 (宛名が申請者の氏名のもの。コピー可)	
④ 申請者の本人確認書類(コピー可)※	
⑤ 申請者名義の振込金融機関名・口座番号が分かるもの (コピー可。代理受領の場合は不要)	
⑥ 委任状(③の宛名が申請者と異なる場合や、代理受領の場合は必要) ①の交付申請書兼請求書裏面が委任状です。	代理申請・代理受領時追加が必要
⑦ 代理人の本人確認書類(コピー可)※	代理受領時追加が必要
⑧ 代理人名義の金融機関口座番号が分かるもの(コピー可)	
⑨ 火葬許可証のコピー、または亡くなられた方の死亡が記載されている住民票の除票	お亡くなりになられた方が23区外の場合必要

※本人確認書類は(1)か(2)のうち、有効期限内のものをご準備ください。

(1) 以下のいずれか1点の写し(顔写真付きの官公署発行文書)
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(個人番号カード、表面のみ) <input type="checkbox"/> パスポート(顔写真記載のページ)
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書(平成24年4月以降交付のもの)
<input type="checkbox"/> その他の官公署発行書類で顔写真及び氏名に加え、生年月日か住所の記載のあるもの
(2) 以下のいずれか2点の写し(顔写真のない官公署発行文書)
<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/> マイナンバーの通知カード(顔写真なし) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号通知書
<input type="checkbox"/> その他の官公署発行書類で氏名に加え、生年月日か住所の記載のあるもの

世田谷区への申請方法

申請方法	申請を行うところ
郵 送	〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区保健福祉政策部生活福祉課 区民葬儀担当あて
電子申請	二次元コードを読み取りのうえ、申請をお願いいたします。 ※電子申請は、以下の場合にご利用いただけます。 ①亡くなられた方の住民登録が世田谷区にあった場合 ②代理申請や代理受領を行わない場合
窓 口	〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当 世田谷区役所 第2庁舎5階51番窓口 ※庁舎の立替に伴い、窓口が変更になる場合があります。



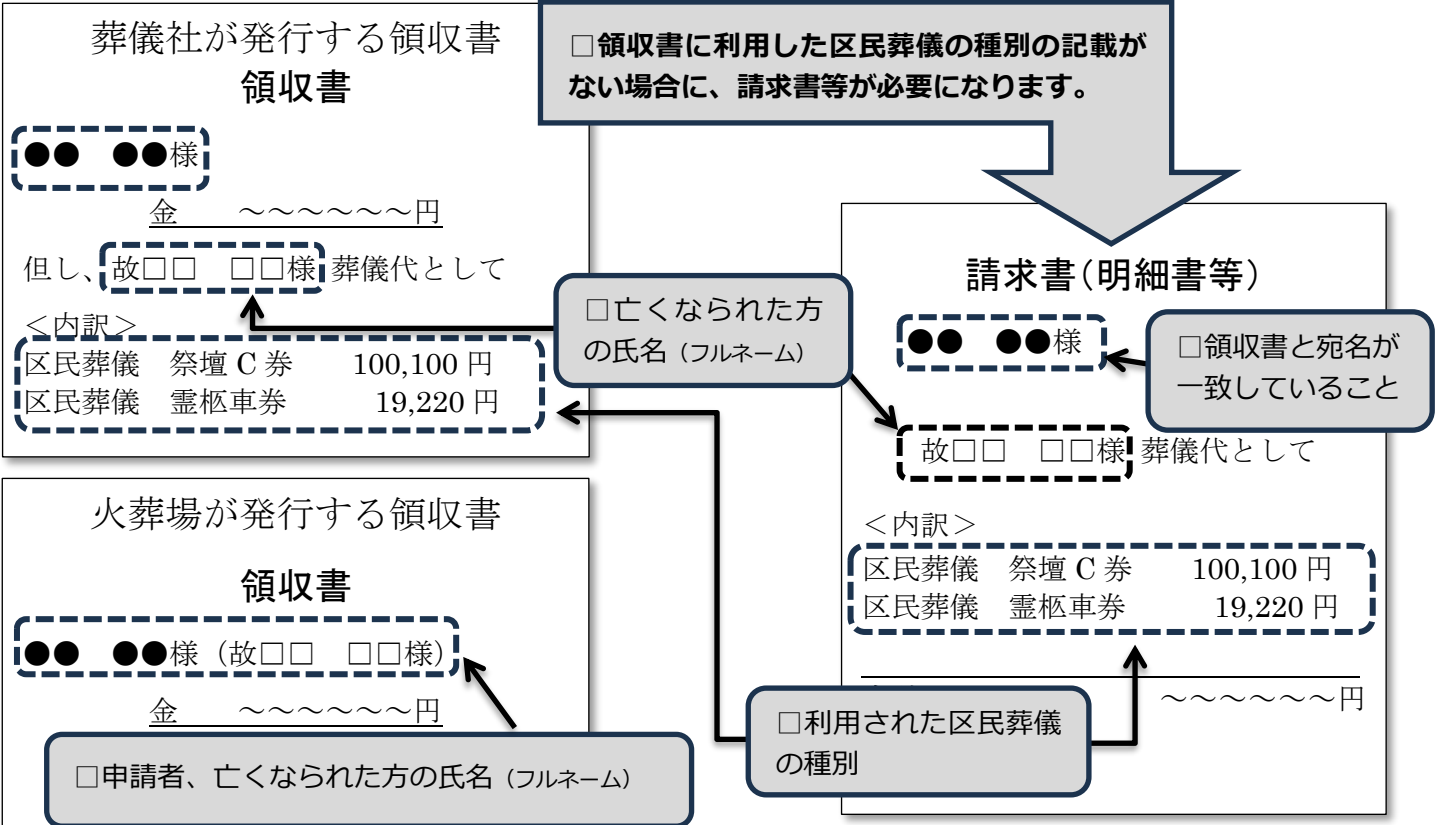
世田谷区の区民葬儀担当の連絡先

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課 区民葬儀担当
電話:03-5432-2931 FAX:03-5432-3020

世田谷区以外の申請先

8ページの一覧をご確認いただき、申請をお願いいたします。世田谷区の申請書は、他区でもそのままお使いいただけます。

必要書類の注意点



お問合せ窓口・郵送申請の宛先一覧

区名	担当部署	電話番号	郵送申請の宛先
千代田区	地域振興部コミュニティ総務課管理係	03-5211-4181 (内線2500)	〒102-8688 千代田区九段南1-2-2 地域振興部コミュニティ総務課 区民葬儀助成制度担当
中央区	区民部民生課 中央区おみやみコーナー	03-3546-5663	〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区区民部民生課 中央区おみやみコーナー
港区	産業・地域振興支援部地域振興課地域振興係	03-3578-2531	〒105-8511 港区役所 地域振興課 地域振興係 区民葬儀助成制度担当者
新宿区	地域振興部戸籍住民課戸籍係	03-5273-3506	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区地域振興部戸籍住民課戸籍係
文京区	福祉部福祉政策課地域福祉係	03-5803-1202	〒112-8555 文京区春日1-16-21 福祉部福祉政策課地域福祉係
台東区	福祉部福祉課福祉振興係	03-5246-1172	〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区福祉課福祉振興係 区民葬儀担当
北区	区民部戸籍住民課戸籍係	03-3908-8709	〒114-8508 北区王子本町1-15-2 北区区民部戸籍住民課戸籍係 区民葬儀担当
荒川区	区民生活部地域つなぐ課庶務係	03-3802-3754	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 荒川区役所地域つなぐ課 区民葬儀助成制度担当者
品川区	地域振興部戸籍住民課おみやみコーナー担当	03-5742-7163	〒140-8715 品川区広町2-1-3 6 品川区地域振興部戸籍住民課 おみやみコーナー担当
目黒区	区民生活部地域振興課庶務係	03-5722-9870	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-1 5 目黒区区民生活部地域振興課 区民葬儀助成制度担当者
大田区	地域未来創造部地域推進課地域力推進・施設担当	03-5744-1222	〒144-8621 大田区蒲田5-13-1 4 大田区地域未来創造部地域力推進課 地域力推進・施設担当
世田谷区	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当	03-5432-2931	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-2 7 世田谷区保健福祉政策部生活福祉課 区民葬儀担当
渋谷区	区民部住民課戸籍係	03-3463-1801	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区区民部住民課戸籍課 区民葬担当者
中野区	健康福祉部福祉推進課庶務係	03-3228-8829	〒164-8501 中野区中野4-11-1 9 中野区健康福祉部福祉推進課庶務係
杉並区	保健福祉部管理課地域福祉係	03-3312-2111 (内線3083)	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部管理課 区民葬儀助成制度担当者
豊島区	区民部民生活動推進管理グループ	03-4566-2311	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区区民部民生活動推進課 区民葬儀助成金担当者
板橋区	福祉部地域福祉連携課地域福祉推進係	03-3579-2455	〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 板橋区福祉部地域福祉連携課地域福祉推進係 区民葬儀担当
練馬区	地域文化部地域振興課事業推進係	03-5984-1523	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区地域文化部地域振興課事業推進係
墨田区	福祉部地域福祉課地域福祉担当	03-5608-1163	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-2 0 墨田区福祉部地域福祉課 地域福祉担当 (区民葬儀助成制度担当者)
江東区	区民部民生課戸籍係	03-3647-3163	〒135-8383 江東区東陽4-11-2 8 江東区区民部民生課 戸籍係
足立区	区民部戸籍住民課管理係	03-3880-5723	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区戸籍住民課管理係 区民葬儀助成制度担当者
葛飾区	福祉部福祉管理課地域福祉係	03-5654-8244	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区福祉部福祉管理課地域福祉係 区民葬儀助成制度担当者
江戸川区	生活振興部民生課システム係	03-5662-1597	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区生活振興部民生課 区民葬儀助成金担当